

会 議

午前 10 時 0 分開議

議長（佐々木嘉昭君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで報告の件があります。

本日の会議開催に当たり、説明員の高 橋教育長が欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（佐々木嘉昭君） 日程により、それぞれの常任委員会に付託いたしました議第 4 号 下田市収入役事務兼掌条例の制定について、議第 5 号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第 6 号 平成 16 年度下田市一般会計補正予算（第 10 号）、議第 7 号 平成 16 年度下田市水道事業会計補正予算（第 2 号）、以上 4 件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から、所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、厚生経済常任委員長 嶋津安則君の報告を求めます。

16番。

〔厚生経済常任委員長 嶋津安則君登壇〕

厚生経済常任委員長（嶋津安則君） おはようございます。

厚生経済常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

記

1．議案の名称。

1) 議第 6 号 平成 16 年度下田市一般会計補正予算（第 10 号）（本委員会付託事項）

2．審査の経過。

1 月 27 日、第 2 委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、藤井観光商工課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行いました。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりでございます。

3. 決定及びその理由。

1) 議第6号 平成16年度下田市一般会計補正予算(第10号)(本委員会付託事項)

「決定」 原案可決。

「理由」 やむを得ないものと認めました。

以上でございます。

議長(佐々木嘉昭君) ただいまの厚生経済常任委員長の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐々木嘉昭君) これをもって厚生経済常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設常任委員長 大黒孝行君の報告を求めます。

13番。

〔建設常任委員長 大黒孝行君登壇〕

建設常任委員長(大黒孝行君) 建設常任委員会の審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託されました議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定させていただきましたのでご報告いたします。

記

1. 議案の名称。

1) 議第6号 平成16年度下田市一般会計補正予算(第10号)(本委員会付託事項)

2) 議第7号 平成16年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)

2. 審査の経過。

1月27日、第3委員会室におきまして、議案審査のために委員会を開催し、市当局より宮本建設課長、磯崎水道課長の出席を求め、それぞれ説明を聴取の上、慎重に審査を行いました。

あわせて、関係議案に係ります現地視察を行い、審査に万全を期したところでございます。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりでございます。

3. 決定及びその理由。

1) 議第6号 平成16年度下田市一般会計補正予算(第10号)(本委員会付託事項)

「決定」 原案可決でございます。

「理由」 やむを得ないものと認めさせていただきました。

2) 議第7号 平成16年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)

「決定」 原案可決でございます。

「理由」 やむを得ないものと認めさせていただきました。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） ただいまの建設常任委員長の報告に対し質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 本会議でも質問いたしました。懸案のみなと橋の架替工事が最終段階に至って、上部工の精算設計が行われて減額になり、国の補助金の減額あるいは市の起債の減額等、最終的な予算調整が行われたのが今回の補正予算だろうと思っております。

このみなと橋につきましては、かねてより、長期にわたる交通どめに伴って武ガ浜地区あるいは旧下田地区の地域経済にとって大変厳しい結果をもたらしたもので、一刻も早い完成が望まれているという状況にあることは、委員長ご承知のとおりであるわけでございます。

加えて、当時から私は、みなと橋の架替工事に伴うさまざまな補償工事、補償というふうな問題が派生的に出るのではないかと、この問題の解決抜きに早期の完成というのにはあり得ないのではないかとということ、委員長を初め当局に質問してまいりました。今回、恐らくこのみなと橋問題については最後の予算ということでございますから、この点について再三にわたりますが質問させていただきます。

まず質問の第1点は、現地を調査されたそうでございますからお伺いしますが、これまでの補償問題に対する答弁につきましては、何軒かの周辺民家において被害が出ていると。しかし、この被害はその時点で補修するとかどうするということとはなかなかできにくく、仮設工における、とりわけこの仮設工を支える支持パイルの引き抜き等が終わった後において本格的にそれを調査し、そしてそれに対応すると、こういうのが当局の一貫した基本的な態度でございました。

今回、この問題に対して、建設委員会としましては、既に工事の仮設用のその他のものは撤去されていると。したがって、みなと橋の架替工事に伴い周辺の住宅等に与えている影響、とりわけこの工事に伴う損傷等々に対する問題というものは、基本的に解決されているのかどうか、この1点だけお伺いします。

〔建設常任委員長 大黒孝行君登壇〕

建設常任委員長（大黒孝行君） お答えさせていただきます。

ただいま矢板の方面の引き抜きも完了いたしまして、ご案内のように大変振動も少なく、地域的に騒音の影響を与えにくい工法でのけたの抜き取りをしておりますが、その前に調査

をいたしました以後、その結果におきまして再度の調査を試みまして、被害が9件、被害がないがその工事前に調査をいたしました関係から3件が調査をしてほしいということで行いまして、調査の結果、土間のクラック、若干の沈下、たてつけ不良等の原因による結果がありまして、最終的には工事施工に伴う補償費の中で対応していけると、そういう説明でございました。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） ご承知のように、下田市が行った工事やあるいは市が行ったさまざまこの事業に伴う損害を与えたことにかかわる和解、あるいは損害の額を定めることは、ことごとく議決事件になるわけでございます。ご承知のように、委員長、勝手に損害の額を定め和解するということは、一定の額以上のものについてはできないわけです。

したがって、単純に9件あるいは3件、合わせて10数件、これらは場合によるとことごとく和解、そして損害の額を定める議決事件になる。そうしますと、みなと橋の早期開通ということについて大変な問題になる。当局あるいは建設委員会委員長は、この問題についてそう簡単にとらえていいものかどうか。

そこでお伺いしますが、9件に対する損害額、補償額についてはどの程度になるのでしょうか。

〔建設常任委員長 大黒孝行君登壇〕

建設常任委員長（大黒孝行君） 額に対しては議論が至りませんでした。そんなに……

〔「議論しなくてそんなに額が少ないというのがわかるのか」と呼ぶ者あり〕

建設常任委員長（大黒孝行君） いや、そんなには大きく損害賠償なりをしなければならぬというような認識では、私どもはかからなかったものですから。

〔発言する者あり〕

建設常任委員長（大黒孝行君） いや、もう何と言ったらいんですかね。話の中で、そんなには大変な補償をしなければならぬという感覚ではとらえていないということで、我々は了解したということです。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） 損害を与えた側、工事に伴い損害を受けた側というのは、常に合意に達しなければもう話にならないわけですよ、交通事故に対する損害、和解等々を含めまして。そうしますと、都合12件もことごとくこの工事に伴う被害を受けたと申し出ている、

あるいは実際にあるという、こういう人たちの一人一人に当たって、あなたに対してはどういう被害の補償をする、あなたに対してはどういうことをするという、これを決めてからなければならぬわけです。

これはだから、議論はしないけれどもそんなに大した額じゃないよといって合意ができるかどうか。そういう手続が大変必要だと。私が議決事件だと言っているのは、和解ということに対する議決、そして補償ということに対する議決というのは必要だという、その認識はどうでしょうか。

〔建設常任委員長 大黒孝行君登壇〕

建設常任委員長（大黒孝行君） そういう認識であろうかと思いますが、この時点での調査の結果は、9件のある程度の信任できる被害がございましたと。3件は、被害は認められないが、ある程度の調査は事前にやったものですから、やってほしいという申し入れがあったというところでおしまいということになっております。今後また最終段階でチェックが入って、今ご懸念されている部分が出てこようかという懸念はいたしております。

議長（佐々木嘉昭君） ほかにありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） みなと橋の早期の完成は多くの市民が望んでいるところであると思うわけですが、今回の補正は、工法の変更によるということだと思うわけでございます。床版型枠工の特殊コンクリート製の型枠に変えるんだと、あるいは大型クレーンではなくて2台のクレーンで、それぞれ仮設の作業台をつくらずにやるんだと、こういう説明であります。これらのことは、いよいよこの完成の間近になって提案されるべきことではなくて、当然こういう工法で進めていこうと、突然の変更というような感じも受けざるを得ないわけでございます。

そういう点で、この工法で間違いなく期間内にきちり事故なくできるのかどうなのか、そこら辺の検証をされたのかということと、同じことになりますが、なぜこのような変更がこの期になって出てきたのかということの議論はどのように調査されたのか、お尋ねしたいと思います。

〔建設常任委員長 大黒孝行君登壇〕

建設常任委員長（大黒孝行君） 工法の変更に関しては極めてテクニカルな部分でございまして、我々は門外漢の部分もございまして、テクニカルな技術的な視野の広い課長を初め職員の、その工法で了とする見解を信じざるを得なかったということでもあります。工法に対す

るなぜという議論は残念ながら出なかった、そう記憶しております。

議長（佐々木嘉昭君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長 増田 清君の報告を求めます。

8番。

〔総務文教常任委員長 増田 清君登壇〕

総務文教常任委員長（増田 清君） 総務文教常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したのでご報告いたします。

## 記

### 1．議案の名称。

- 1) 議第4号 下田市収入役事務兼掌条例の制定について
- 2) 議第5号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 3) 議第6号 平成16年度下田市一般会計補正予算（第10号）（本委員会付託事項）

### 2．審査の経過。

1月27日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より出野市長公室長、高橋総務課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行いました。なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりであります。

### 3．決定及びその理由。

- 1) 議第4号 下田市収入役事務兼掌条例の制定 について

「決定」 原案可決。

「理由」 やむを得ないものと認めました。

- 2) 議第5号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

「決定」 原案可決。

「理由」 やむを得ないものと認めました。

- 3) 議第6号 平成16年度下田市一般会計補正予算（第10号）（本委員会付託事項）

「決定」 原案可決。

「理由」 やむを得ないものと認めました。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し質疑を許します。

1 番。

1 番（沢登英信君） 本会議の議論の中でも、議第 4 号の下田市収入役事務兼掌条例の制定につきましては多くの疑問が出されていたと思うわけですが、その疑問の内容は、近代会計法の原則に従い予算執行機関から会計機関を分離して、前者は市長がこれを行い、後者は収入役がこれを行うと。収入役の公金のチェック機能をきっちりと認めている自治体運営の一つの制度であると思うわけでございます。

これは今回の地方自治法の改正に伴うものとはいえ、そのチェック機能が置かないことによってどのように果たされるのか、ここの議論と回答がなくして結論 はあり得ないと思うわけでございます。電算であるとかあるいは出納員がやるというような事務そのものは、収入役がすべて一人でやってきたわけではなくて、変わらないわけでございます。

問題の 1 点は、そのチェック機能がこのような制度にしてどのように果たされるのか、システムとしてどうなるのかということの見解を、委員長からまずいただきたいと思うわけでございます。

第 2 点目は、168 条の収入役の設置の改正は、人口 10 万人以下の市でも収入役を置かず、市長または助役に収入役の事務を兼掌させることができるという改正だったと 思うわけですが、これは収支に関する命令機関と執行機関を分離し、事務の公正を確保しようという法律そのものの基本的な性格は、原則は何ら変わっていないわけであります。

したがって、会計が簡素であって、特にそのために独立の機関を置くまでもなく公正な運営ができる場合と解すべきである。いわゆる収入役を置かないで運営できるということは、会計が簡素であって独立の機関を置く必要がないと、そのような場合のみ収入役を置かずに、助役あるいは市長に兼掌させることができる、このように理解をすべきものと法も定めていると思うわけですが、この見解に照らして、現在進めてきております当局の収入役を置かない、あるいは第 5 号の課設置条例の収入役室を出納室に変えようというようなことは、この法の趣旨に明らかにそぐわない、反していると、違法に近いというぐあいに言えるんじゃないかと思うわけですが、この辺の審議はどのようになされたのかお尋ねいたします。

〔総務文教常任委員長 増田 清君登壇〕

総務文教常任委員長（増田 清君） 1 番目のチェック機能はどのようなものかという質問

でございますけれども、これに対して各委員からも疑問の質問がございました。本当にチェックできるのかということでございます。本会議でも助役の方から、兼掌し、最大限の努力をするという答弁もございました。委員会でも、市長公室長より、チェック機能は助役で十分果たせるという説明がございました。

2番目の出納室を設置する件につきましても、出納室で事務を行い、そのチェックについては助役がするんだという公室長の説明がございました。よって、十分その機能は果たせるという説明がございました。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 1番。

1番（沢登英信君） 助役が決意表明をされて、頑張るからできるんだと。やはり個人が頑張る、頑張らないの問題ではなくて、制度・仕組みとして、システムとしてどうあるべきかということの議論を進めていかなければならないと思うわけです。助役は市長を補佐するものであって、収入役でないわけですから、頑張るということは、今までの経過から言っても市長のイエスマンになっていくということでございます。

頑張れば頑張るほど執行機関の命令がそのままチェックされずに通されていく、こういうシステムにつながっていくと思うわけですが、そのような見解にどういうわけで委員長はならなかったのかという疑問が深くわいてくるわけでございます。

その点が1点目でありまして、出納室を置くということについては、行政改革の中で収入役の人件費分を削減していきたいと、こういう思いが裏にあることは明らかであると思うわけですが、出納室長を置くというようなことから考えますと、その人件費の削減はほとんど大差がないと、このようにも言えるのではないかと思うわけでございます。そこら辺の検討をどのようにされたのか。

このシステムの問題は、財政の、お金の問題に変えて議論していいような問題ではないと判断するわけですが、そこら辺の判断はどのようにされたのか、再度お尋ねしたいと思います。

〔総務文教常任委員長 増田 清君登壇〕

総務文教常任委員長（増田 清君） 今回の改正は、議員ご存じのとおりでございまして、国の地方自治法改正に伴い、自治体が十分チェック機能を果たせるように、収入役業務を収入役がいなくても十分できるという自治体に対しては、収入役を置かなくてもいいよということでございまして、当局より、そのチェック機能が十分果たせるという説明がございまし

た。

それについての質問に対しまして、いや十分に果たせないんじゃないかと、収入役は独立した機関がなくなったら、言うなれば市長の言いなりになるんじゃないかと、そういう質問もございました。それに対して、十分チェック機能は果たせるという説明がございました。あくまでやはり市長がこの制度は施行されるわけですから、それを十分に我々としては信用したと、そういうことでございます。

出納室の設置条例につきましては、収入役が不在になれば約 1,200万円、人件費が削減される、行政改革のためにはそれも必要ではないかという意見もございました。しかし、下田市の場合は他の自治体と比べましても人口及びその予算、言うなれば特別会計を含めて約 20億円程度ですけれども、その程度の自治体が、言うなれば会計課長、それから係員 2 名、3 名で行っているところもあります。下田市の場合は、会計が今度、出納室長プラス係員 3 名、4 名で行っております。そういう面では、やはりまだ改革すべきところがあるんじゃないかということで私は申し上げてきました。

そういうことで、先ほど言いましたけれども、収入役の人件費がなくなるということで 1,200万円程度削減されると。まして、今後の兼掌される助役のチェック機能に対しては、やはり下田市の監査委員制度の中でチェックされていくんじゃないか、そう思います。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 今、収入役の給与が 1,200万円ほど減額になるというお話ですが、収入役を置かないことに伴いまして出納室長を置くということになりますと、出納室長の人件費を当然それに加味しなければならぬ。そういうことになりますと、ほとんど変わらないような状態になるんじゃないかと思えます。そこら辺の議論がどのようにされたのか。やはり事実を正確に反映していない、委員長の認識に誤解があるんじゃないかと思うわけでございます。

さて、それに続きまして、収入役を置かないといういわゆる自治体運営のルール違反は、委員長もご承知のように、既に法的に許されている町村段階でも、県内において収入役を置かない町村というのはないわけでございます。そういう意味で、大変危うい方向に進めるものだというぐあいに思うわけでございますが、そこら辺の他市との関係をどのように考えているのか。

あるいは、一部事務組合の収入役を下田市の収入役が代行するというようなそれぞれの

部事務組合の規定があるわけですが、これとの関連をどのように調整していくのか、あるべきかという議論がどのようにされたのか。

また、残念ながら不祥事が起きたというときに、どのような形で、だれがどう責任をとるのか。この問題は、チェック機構に絡んで重大な問題であると思うわけでございます。収入役がいなわけですから、助役、市長に直接責任をとっていただくと、こういう形にならざるを得ないと思うわけでございますが、ここら辺の見解はどのように進められたのかお尋ねいたします。

〔総務文教常任委員長 増田 清君登壇〕

総務文教常任委員長（増田 清君） 収入役の人件費関係が現在年間約 1,290万円で、それが全くなくなるわけです。そして今、会計係長がおられます。会計係長が出納室長になると管理職手当が年間約 55万円程度増えるということですので、大体積算をいたしますと、現状より五、六十万円増えるというだけですので、当然その収入役が不在の分 1,200万円程度、経費が減額されるということであります。というのは、現状より増やすわけがないですから、現状の人員の中で4名で行うということですので、それだけの削減ができるのではないかと説明がございました。

あと一部事務組合の関係ですけれども、これは本会議でもございました。委員会では、それについての細かい質問はございませんでしたけれども、これは一部事務組合の関係ですのでそういう関係でなかったかと思えます。本会議で、近隣町村の収入役がその業務に当たると説明がございました。

それから、議員から、収入役が町村でもいないところはないという話がありましたけれども、当局の説明によりますと、全国で約7自治体が収入役を置かない条例を設置し、現在その業務が行われている、そういう説明がございました。

責任問題は、これは当然その兼掌される責任者の方、助役が責任をとると、そういう答弁が本会議でもございましたから、そのとおりだと我々は理解しております。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

以上で委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論・採決を行います。

まず、議第4号 下田市収入役事務兼掌条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 議第4号 下田市収入役事務兼掌条例の制定に反対する討論をさせていただきます。

石井市長は、昨年8月24日をもって任期満了で退任した収入役の後任人事を行わず、総務課長をして収入役の職務を代行させてきました。そして、財政難の折から、収入役の給料を削減するために収入役を選任しないという、驚くべき地方自治法違反の発言をいたしました。助役についても、小林議員の質問に対し、「収入役は必ず置かなければならない機関であることは承知している」と答弁する一方で、その判断と認識を曲げ、市長の意見に見境なく追従した見解を述べておりました。

私たちは、平成16年9月3日、石井市長による地方自治法違反の行政執行の責任を問い、その是正を求める決議を議会に提案いたしました。8対8、可否同数にて議長裁決で否決されました。しかし、その後、市長は、県にも確認したとして、明確な地方自治法違反であり収入役を選任しようとしなかった怠慢を認め、市長10%、助役5%の1カ月の減俸処分を自ら科したわけでございます。12月議会で、収入役の選任がどうなっているのかという私の質問に対し助役は、「選考を進めている。6人の方々に当たったが同意を得られなかった。さらに努力する」と答弁し、速やかな選任を約束していたのであります。

この経過から言えば、まず第1に、石井市政は議会及び議員の質問に対し、うそをついていたという政治的背信行為のもとに、この下田市収入役事務兼掌条例が提案されたということであり、これは、地方自治法168条以下の収入役に関する定めと、その仕事を正しく理解しようとせず、人件費削減の名のもとに独裁体制をつくり上げるものに道を開くこととなります。

第2の問題は、収入役とその仕事は何であるのか。それは、公金の公正な取り扱いを保障する自治体運営上の基本的なルールということであり、法は、市の会計事務について、近代会計法の原則に従い、予算執行機関から会計機関を分離し、前者は市長がこれを行うものとし、後者は収入役がこれを行うと。出納その他の会計事務の執行については独立の権限を収入役は有し、会計事務の執行については市を代表するものであります。

かつて石井 基市長は、飲み食いした領収書を土屋泰通収入役のところに持ってきて、市

長交際費、市の公金で支払うように求めました。この領収書を受け取った土屋泰通収入役は直ちにその場でこの領収書を破り捨てたというこの話は、収入役はどうあるべきかという、職員の語りぐさとなっているものであります。

石井直樹市長も、賀茂地区交通災害共済組合の掛金を使って、その他の首長らとともに飲食をするという不祥事を犯しました。これも交通災害共済組合の事務局長が収入役を兼ね、同一人物であったため内部チェックが働かず、市議会議員から指摘されるまで不正な支出がされていたわけであります。

そして下田市においても、公金の不正な取り扱いは、近くは駅前広場のタクシー占用料納入問題、あるいはパソコン複写機の債務負担行為問題、生コン支給事件にかかわる不正事件、産業課・水道課問題等々、また市有地の貸付問題も数多くあるわけであります。静岡県政においても、公金の不正支出で7名もの逮捕者を出しているわけであります。県警や教育委員会あるいは県税事務所までの裏金問題、あるいは元熱海土木事務所長であった職員の収賄事件も報道されているところであります。

第3に、収入役がいても不祥事件が起こるから、なくてもよいという暴論であります。助役の兼掌とは、まさにこの暴論を推し進めようというものであります。これは制度としてのチェック体制をなくし、よいわけがありません。議論のすりかえであります。まず、より一層のチェック体制を強化していく必要があるわけであります。

会計事務そのものは出納員や収入役室の職員が担当し、また、コンピューター等で決算処理されるわけであります。兼掌とは、収入役の会計事務を助役が行いますが、収入役ではありません。したがって、市長の誤った支出命令がなされた場合、正す地位に助役はないわけであります。市長を補佐する助役で、とりわけ市長へのイエスマンぶりをこのところ発揮しております渡辺助役であります。助役が一生懸命頑張るということは、より一層公金の公正な取り扱いより市長の命令に忠実に行動するということになり、チェック機能がより一層ないがしろにされるという結果を心配するわけでございます。

そして、下田市は、助役と収入役の仕事が同時あるいは同一人物ができるような自治体ではありません。大変市民要望も多く、変化も激しく、また国際的な小都市であると思うわけでございます。地方自治法第169条では、収入役は市長、助役、監査委員と一定の親族関係にある者は就任できず、在職中に親族関係が生じたときはその職を失うと定められております。これは公正な会計事務が行われなくなるおそれがあるからであります。

第4に、今回の地方自治法168条のただし書き改正とその施行により、人口10万人以下の

市でも収入役を置かず、市長または助役に収入役の事務を兼掌させることができるとされました。どのような場合に収入役を置かないことができるかは法文上制限はありませんが、收支に関する命令機関と執行機関を分離して、事務処理の公正を確保しようというこの法の基本原則は変わっていないわけであります。

したがって、会計が簡素であって、特にそのために独立の機関を置くまでもなく公正な運営ができる場合と解するべきであるとされております。したがって、収入役室の職員をそのまま出納室職員とし、さらに出納室長を配置することはまさに独立の機関を置くことになり、法の原則をないがしろにするものであります。

第5に、収入役を置かない理由が年間二、三百万円の人件費の削減のためだということは、自治体運営の原則を曲げ、執行権の独断専行、市長の独裁権をより強化する結果となり、本末転倒と言わざるを得ません。そして、会計上の不祥事が明らかになったときは、収入役が責任をとるのではなく、市長が責任をとって辞任するというようなことにもなり、市政の混乱が予想されます。

人件費を削減するのであれば、収入役、助役、市長等々の給与の人件費を下げればよいことで、他に方法は幾らでもあるはずであります。行政改革とは、公金の不正な取り扱いが起らないチェック機能をより強化することであって、収入役を置かないというようなことは、行政改革の名に何ら値しないものであります。そして、置かないならどのようなチェック機能を代替するのかの方針も、何ら示されていないと思うわけでございます。

したがって、議員諸君に強く訴えます。会計上の不祥事が起きたときは収入役に責任をとっていただく、そのために収入役は市長に協調して、不祥事や不正が起きないようにチェック体制に努力する、これが自治体運営、市運営の基本原則であります。下田市を基本的ルールが崩された町にしてはいけないと心から訴えたいと思うものでございます。無理が通れば道理は引っ込みます。

以上で反対討論を終わります。

議長（佐々木嘉昭君） 次に、賛成意見の発言を許します。

14番。

〔14番 増田榮策君登壇〕

14番（増田榮策君） 昨年の6月定例会におきまして、法改正により収入役を置かなくてもよいことになるのではないかと、最初のきっかけをつくった張本人でありますので、本案についての賛成討論を述べたいと思います。

これまでに至る経過の中で、当局の安易な対応があったことも事実でございます。一応議会からの指摘もあり、責任問題も決着済みでございます。また、これまでの本会議の議論、そして今日の委員長報告から判断すれば、今まで収入役があっても完全にチェックできていないことがあったことは、過去の事件、そして不祥事問題が発生した議会の歴史を振り返れば、それが事実であったことも確かでございます。要は、収入役を置いても、チェックが甘ければ問題は起こり得るわけでございます。

下田市の現在の人口は約2万7,000人、これは市というよりも町でございます。収入役を置かないことについては、法改正により認められたものでございます。財政の危機的状況の中で、行財政改革の一環として事務機能の簡素・効率、そういったものも視野に入れるべきだと私は思います。

下田市にとって合併が壊れた今、痛みを伴う機構改革は待ったなしの課題でございます。今後、置かないことについての不祥事の防止については、助役の答弁で、重責ではあるがしっかりやると明言していることでございます。また市長も、何かあった場合は責任をとる立場であると明確に発言しているのです、責任体制はこれで確立されたものと私は判断いたします。

よって、下田市収入役事務兼掌条例について私は賛成いたします。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木嘉昭君） 起立多数であります。

よって、議第4号 下田市収入役事務兼掌条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第5号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

10番。

〔 10 番 小林弘次君登壇 〕

10 番（小林弘次君） 議題となっております下田市課設置条例の改正案に対して反対でございます。

今回、市当局から提案されました課設置条例の改正案は、収入役を置かないというこの異例の決定に対しまして、それに対応する形で、今回収入役室から出納室という新しい課を設置する、こういう内容のものでございます。収入役を置かないということがいかにも行財政改革の一環で、収入役の給与約 1,200万円近くが削られてなくなるからこれはもう大変いいことだと、こういうふうに宣伝したいし言いたいんだらうということが見え見えになっているわけです。

さすがに本会議においては、今回収入役を置かないということにおいて収入役の年間給与 1,200万円余が削られるから、これだけ丸々下田市の市財政が得になるんだと、あるいはプラスになるんだと、こういう答弁は本会議では行われませんでした。ただし、委員会になりますと多少緩んでくるのか、収入役を置かないということで 1,200万円得する、こういう議論も出てきたわけでございます。

考え合わせてみまして、行財政改革を進めるということで収入役を置かず、そしてそのかわりに出納室というものを設け、そこに 1 人の課長を配置すると、こういうことのようにです。本来、行財政改革というのは何のために行うのかという、このことがやはり一番欠けている。思いつきの発想からのこの改革というものが持つ危うさが今回あらわれていると思います。

先ほど同僚の沢登議員がお話ししましたが、収入役を置かないことによる制度的なマイナス面、公金の公正な管理というものの体制がなくなり、市長の直属の部下である課長さんが実質的に公金の管理を行う、このことは、沢登議員も触れましたが、賀茂地区交通災害共済の事務局長が収入役を兼ねているというのと本当に似たような制度になってしまうわけです。そういう点では、いずれこの制度の持つ問題点という矛盾が激化し、これらはいずれ改正されることになるだろうというふうに私は思うものでございます。

それで、本論に入りまして今回の行財政改革ということになるならば、例えば下田市の課の全面的な、各課を検討した課の再編成ということが必要になっていることは当然であるわけですが、そういうものには一つも手をつけていないわけで、収入役を置かないということに伴い出納室を置くということでございますが、例えば行財政改革ということで考えてみるならば、出納、会計事務というものの独立性を確保するためにはどのような改革が必要なのかという、この視点が完全に抜けているわけです。

総務常任委員会の委員長の増田議員もいみじくも答弁しましたが、例えば収入役を置いて、現状の職員を1人減でおやりになった場合にどうなるのか。今回収入役を置かずに新たに収入役にかわる課長さんをそこに設置して、そして課長さんの給与というものが約800万円から1,000万円近くになるだろうと、そうしますと、収入役さんとの給与の差というもののしかお金の面だけで言えば違いがなくなると、こういうことになるわけです。

私は、本当の意味での行財政改革、要するに簡素な、コンピューターシステムが導入されて機械がどんどんやってくれて、人の手を通らずにいろんな形で会計事務がどんどんやれるということであるならば、収入役を置き、課員を2人なり3人置いてやるというこういうことが、本当の意味で行財政改革の制度の根幹を揺るがさずにやれる制度だと。ところが、今回は全く本末転倒の、さっき言った賀茂地区交通災害共済のように、課長が収入役と兼務するような格好になってしまう。

それは助役さんが責任を持つと言ったといっても、ご承知のように下田市の会計事務というものは、収入役の最も大きな仕事として日々の支払いの事務に対して、小は一文具の、商店から買い入れた幼稚園や保育所の教材費数千円から、大は例えば大きい工事、みなと橋工事のような工事代金数億円の支払いまで、その支払いに対して債務が確定しているかどうかを確認する事務が収入役の最も大きな仕事になっているわけです。それがもう年間何万件あるかわからないわけです。

それらを今度は恐らく助役さんがやるということですから、数万件の債務が確定していることをどうやるのか私たちは注目したいと思いますが、恐らく出納室長がおやりになるということになりますと、さっき言ったように、賀茂地区交通災害共済の事務局長が収入役を兼ねると同じことになる。

したがって、今回の改正というものは、お金の面でも、そして制度の改悪という面でも最悪の施策であるというふうに私は思うわけです。もっと知恵を出せば行財政改革のやりようがあると、こういう点で反対でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 次に、賛成意見の発言を許します。

17番。

〔17番 森 温繁君登壇〕

17番（森 温繁君） 私は、課設置条例について賛成する意見を述べさせていただきます。

議第5号は議第4号に連動するものでございまして、要するに、収入役の仕事 を助役さんが兼掌するという意味の中で、皆様もご存じのように、助役の役目というのは市長の代理で

もあるわけです。いろんな意味の中で仕事量は増大してきております。それで、最も皆さんが危惧される会計面の仕事もやるということは、非常にミスも出やすいんじゃないかということが懸念されております。

それを、出納室を置くことによってチェック機能が責任ある、恐らく室長には、課長代理ですか補佐といいますか、その中から業務に精通した人が選任されることと僕は予想しております。ということは、出納室長を置くことによって出納室長の目を 通す、そしてまた助役が兼掌するということですから目を通す、より慎重なチェック機能がなされると思います。

また、公金の問題何がしという議論もありましたけれども、今の世の中、公金を横領というんですか、いろんな面で疑って見るような意見もございましたけれども、やはりそうすればいろんな機関の中からこれは罰せられることであり、そしてまたそれを防ぐためにも、監査委員もチェック機能ということでは十分機能が発揮されております。ですから、会計を補佐するためにはやはり出納室を置いて、室長を置いた中で、より慎重に目を通すことが 重大であろうと、そんな観点の中からこれは賛成するものでございます。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木嘉昭君） 起立多数であります。

よって、議第5号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第6号 平成16年度下田市一般会計補正予算（第10号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第6号 平成16年度下田市一般会計補正予算（第10号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第7号 平成16年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第7号 平成16年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

議長（佐々木嘉昭君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成17年1月下田市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前11時 3分閉会